

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

## 1 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

 施行日：2024年10月1日

 法案  成立済  施行済

 健康保険法・厚生年金保険法

2024年10月1日から、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用が拡大される。変更点は右表の赤字部分である。社会保険制度は一昨年にも適用拡大がなされているが、2024年10月にさらに事業所規模50人以上の企業においても短時間労働者が社会保険の適用対象となる。

資格取得手続きを怠った場合には最大で6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられるリスクがあるほか、督促を受けると未納分に追徴金も課せられることがある。

【社会保険適用拡大ガイドブック】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001162173.pdf>

【社会保険適用拡大特設サイト】 <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/>

対象	要件	旧制度 (~2022年9月)	現行制度 (2022年10月~)	新制度 2024年10月~
事業所	規模	常時500人超	常時100人以上	常時50人超
短時間 労働者	労働時間	週所定労働時間20時間超		
	賃金	月額88,000円以上		
	勤務期間	継続して1年以上 使用される見込み	継続して2ヵ月超 使用される見込み	
	その他	学生ではないこと		

## 2 現物給与の価額改定

 施行日：2024年4月1日

 法案  成立済  施行済

 健康保険法 他

2024年4月以降の現物給与の価額改正が公表された。前年度と比較して、40都道府県で食事で支払われる報酬等の額が上昇している（住宅に関しては変更なし）。現物給与の価額は標準報酬月額の算定基礎に含まれているため、食事代等を現物給与として処理している場合、標準報酬月額の決定・改定手続きの際、等級に影響を及ぼす可能性がある。（現物給与の価額改定は金額が小さいため、これのみを持って随時改定が発生することは無い。）

反映漏れがあり、標準報酬月額の等級に間違い・未納が生じた場合、遡及しての社会保険料納付が必要になる。この場合、従業員負担分も増えることとなるが、追納分は自動的に天引きすることは出来ず、負担方法について従業員本人と調整の上、追加負担をお願いする必要がある。

【全国現物給与価額一覧表】 <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.html>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、[jinjic@attax.co.jp](mailto:jinjic@attax.co.jp) まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。